

船橋市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から平成28年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成30年11月30日

船橋市監査委員	中	村	章
同	齋	藤 弘	之
同	佐	藤 重	雄
同	齋	藤	忠

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	現在の状況 (平成30年7月1日現在)	今後の方針 (平成30年7月1日現在)
24	道路維持課	76、 77	指摘	道路照明灯修理については、一度に大半の照明が不点灯となる状態は危険性が高いため、このような状態が生じないよう照明灯の耐用年数を把握して、定期的な保守点検を実施すべきである。また、事務所の設置場所にかかわらず、より迅速に対応できる専門業者がないかを検討すべきである。	道路照明灯LED化方針策定業務委託を実施し、道路照明のLED化事業実施に向けて準備を進めている。保守点検については、引き続き迅速な対応が可能な業者がないか検討を行っている。	道路照明灯のLED化事業実施に向けて準備を進める。保守点検については、道路照明のLED化が実施されるまでは、迅速な対応が可能な業者がないか引き続き検討を行っていく。
44	道路維持課	112	指摘	道路施設管理において、その管理する施設の数量及び物理的状态を把握することは、施設の維持管理の基礎的部分であり、市の管理する道路施設の将来的にかかる費用推計と、一方で現実的な予算から想定される今後の維持管理のあり方を策定するための必須要件である。市においては、道路管理施設の数量及び物理的状态を早急に把握し、今後の維持管理計画の策定に必要な基礎的データの構築を行うべきである。	道路管理施設の数量及び物理的状态の道路管理システムへの搭載が完了し、点検データとの紐づけ作業を進めている。	道路管理システムへの点検データの紐づけ作業を引き続き進め、平成31年度から基礎データを基に、修繕計画策定を行っていく。